

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件

1. 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、②平成30年度の未利用エネルギー活用状況、③平成30年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分		得点
① 平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位：kg-CO2/kWh)	0.000 以上	0.400 未満	70
	0.400 以上	0.425 未満	65
	0.425 以上	0.450 未満	60
	0.450 以上	0.475 未満	55
	0.475 以上	0.500 未満	50
	0.500 以上	0.525 未満	45
	0.525 以上	0.550 未満	40
	0.550 以上	0.575 未満	35
	0.575 以上	0.600 未満	30
	0.600 以上	0.625 未満	25
	0.625 以上	0.810 未満	20
② 平成30年度の未利用エネルギー活用状況	0.810 以上		0
	0.675 %以上		10
	0.000 %超	0.675 %未満	5
③ 平成30年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない		0
	7.50 %以上		20
	5.00 %以上	7.50 %未満	15
	2.50 %以上	5.00 %未満	10
	0.00 %超	2.50 %未満	5
	活用していない	0	

※経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※新規参入事業者については、環境配慮目標として以下の全ての項目を設定し、公表すれば、上表①②③の項目に係る代替数値として用いることができる。

- ①令和2年度以降の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数の目標値
- ②令和2年度以降の未利用エネルギー活用目標
- ③令和2年度以降の再生可能エネルギー導入目標

2. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

3. 各用語の定義

用 語	定 義
① 平成 30 年度 1kWh 当たり の二酸化炭 素排出係数	「平成 30 年度 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数」は、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した係数とし、当該係数がない場合は、各電気事業者がホームページで公表している全電源平均の平成 30 年度の係数とする。）とする。
② 平成 30 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 30 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。</p> <p>「平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況 (%)」の算出方法は、以下の算出方式による。</p> <p>（算出方式）</p> <p>平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（k W h））を平成 30 年度の供給電力量（需要端（k W h））で除した数値に 1 0 0 を乗じる。ただし、平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量及び平成 30 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱または排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）（以下「F I T 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能</p>

	<p>エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガスまたは副生ガス</p>
<p>③ 平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギー利用促進の観点から、平成 30 年度における再生可能エネルギーの活用比率を使用する。</p> <p>「平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況」の算出方法は、以下の①から③の項目を用いた以下の算出方式による。</p> <p>①平成 30 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））</p> <p>②平成 30 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>③平成 30 年度の供給電力量（需要端（kWh））</p> <p>※項目①、②、③には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>（算出方式）</p> <p>$(①+②) / ③$</p> <p>再生可能エネルギーとは、FIT法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p>